

事 務 連 絡
令和2年3月5日

指定放課後等デイサービス事業所 管理者様

久留米市健康福祉部障害者福祉課
障 害 者 福 祉 課 長

新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休校に関連した
放課後等デイサービスに係る Q&A について

日頃より障害者福祉行政にご理解、ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、久留米市におきましては、新型コロナウイルス感染症防止のため、久留米市立の小学校、中学校及び高等学校に加え、特別支援学校についても **3月9日（月）より臨時休校**とすることを決定しました。

学校の臨時休校に向けて、臨時休校期間中の放課後等デイサービスに係る Q&A をまとめましたので、本 Q&A に基づいた柔軟な取扱いもご検討いただいた上で、サービスの提供を継続していただきますよう、お願いいたします。

なお、本 Q&A に基づいた取扱いのうち、報酬算定に係るものは久留米市が支給決定を行っている利用者に関する取扱いとなっておりますので、他市町村在住の利用者につきましては取扱いが異なる場合があります。

<問合わせ>

久留米市 健康福祉部障害者福祉課

(担当：松瀬・野口・師岡・中島)

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

電話 0942-30-9035

F a x 0942-30-9752

E-mail fukushi@city.kurume.fukuoka.jp

久留米市における放課後等デイサービスQ & A（令和2年3月5日版）

以下の Q&A のうち報酬算定に係るものについては、久留米市が支給決定を行っている利用者に関する取扱いです。市町村によっては取扱いが異なる場合もありますので、他市町村在住の利用者につきましては、当該利用者の支給決定市町村にお問い合わせください。

Q1 事業所と契約を結んでいない児童の受け入れを可としても構いませんか。
契約事業所と同一法人の別事業所でサービス提供を受ける場合はどうですか。

A1 今般の措置に伴う社会的な要請の高さに鑑み、契約に当たって本来必要な最低限の手続きを事後的にさせていただき取扱いとして差支えありません。

Q2 あらかじめ届け出た場所と別の場所でサービス提供を行うことはできますか。

A2 可能として差支えありません。柔軟なサービス提供が可能となるよう、必要な届け出を省略することも差し支えありません。

Q3 指定申請時に届け出ていた職員が同一法人内で別事業所へ出勤したり、急遽新たな職員を雇用して支援を行う場合、体制届等の変更を省略してもよい取扱いにしても差支えありませんか。

A3 今般の緊急対応に当たって本来必要な届出を事後的に行うことを認める等の取扱いとしていただいております。

Q4 事業所の受入体制で午前のみ、又は午後のみしか受入ができない場合に、1人の児童が午前と午後にそれぞれ1か所ずつ、1日に2カ所の事業所を利用することが可能ですか。

A4 やむを得ないと認められる場合は差支えありませんが、あらかじめ事業所間で調整し、請求を行う事業所はどちらか1か所のみとしてください。

Q5 休業となった学校が、「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）（2月28日 文部科学事務次官通知）」に基づき必要最小限の人数に絞って登校させ、その後、放課後等デイサービスを利用した場合、基本報酬は授業終了後と休業日のどちらとして扱いますか。

また、休業となった学校において、卒業式などの特定の行事の参加者のみ登校可能となった場合の取扱いはどうなりますか。

A5 教育委員会が当該日を学校休業日として定めていたならば、必要最小限の人数に絞って登校させた場合や、特定の行事の参加者のみ登校可能とした場合であっても、学校休業日として報酬を請求してください。

Q6 定員を超える児童を受け入れても、定員超過減算を適用しない取扱いが可能とのことですが、1日の利用児童数が定員の150%を超えることも差支えないということですか。

差支えない場合、何人まで受入れ可能ですか。

また、定員を超過して受け入れる場合、受け入れた児童数に応じた職員を配置する必要がありますか。

A6 定員の150%を超えて受け入れることもやむを得ないと考えます。受け入れの上限に関しては具体的に定めませんが、事業所の人員・空間を考慮し、児童の衛生面・安全面に配慮するようにしてください。受け入れに当たっては児童数に応じた職員を配置していただくことが望ましいですが、やむを得ず配置できない場合であっても減算は適用しません。

Q7 人員基準を満たさなくても、サービス提供職員欠如減算が適用されない取扱いが可能とのことですが、他事業所への応援、子どもの預け先の確保等の問題で短時間の勤務等のほか、職員本人の罹患や職員家族の罹患による在宅待機等により、やむを得ず出勤できないことによって欠員になる場合も含まれますか。

A7 含むとして差支えありません。

Q8 Q7の場合において、加算の対象である職員の人員欠如が生じた場合、指定届出上の加算を請求できますか。

A8 加算については、当面の間、今般の緊急措置前に個別支援計画に基づき算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとしてください。ただし、実績を伴った場合に算定できる「送迎加算」「食事提供加算」等については基本的に算定できません。

Q9 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第2報）（令和2年2月20日事務連絡）」によると、新型コロナウイルス感染症対応のための臨時的な取り扱いとして、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合に、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして報酬算定が可能とされていますが、保育所等訪問は事業の性質上、訪問先が休業している場合に同等のサービスを提供することは困難です。

たとえば居宅等を訪問して直接支援を行ったことをもって保育所等訪問支援の実施扱いで報酬算定することは可能ですか。

A9 従前から保育所等訪問支援を実施していた児童に限り、前月の利用回数を限度として、居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合にも報酬算定して差支えないものとします。

Q10 熱があるなど、体調が悪い児童について、受入れを拒否することができますか。

また、医療的ケア児等、感染症のリスクが高い児童について、受け入れ態勢が整っていないことを理由に受け入れを拒否することができますか。

それらのいずれでもないが、受入れのための職員体制が整っていないと考えられる場合はどうですか。

A10 「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日事務連絡）」においてお示ししているとおり、風邪の症状や37.5度以上の発熱、その他強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）などの新型コロナウイルス感染症のおそれがある症状がある児童については、受入れをお断りしていただきますようお願いいたします。

それ以外の場合については、原則として受入れていただきたいと考えますが、児童の安全や支援の質の担保が十分に確保できないおそれがあると事業所が判断した場合には、やむを得ず受入れをお断りすることもあり得ると考えます。